

情報通信審議会 郵政政策部会（第15回）議事録

1 日時

平成27年7月3日（金） 13時00分～14時50分

2 場所

総務省 第4特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、井野 勢津子、
藤沢 久美（以上4名）

（2）臨時委員（敬称略）

及川 公子、竹内 健蔵（以上2名）

（3）ヒアリング対象者（敬称略）

（日本郵便株式会社）

立林 理（常務執行役員）、鶴田 信夫（執行役員）

（一般社団法人信書便事業者協会）

伊東 博（会長）、岩之上 利弘（事務局長）

（全国町村会）

河島 建一（副会長（岡山県久米南町長））

（4）総務省

（情報流通行政局）

武田 博之（郵政行政部長）、齋藤 晴加（企画課長）、

山碕 良志（郵便課長）、菱沼 宏之（貯金保険課長）、

後藤 慎一（信書便事業課長）、松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、

渡部 祐太（郵便課課長補佐）、竹中 恵一（郵便課課長補佐）

（5）事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議題

関係団体等からのヒアリング（非公開）

開 会

○村本部長 それでは時間になりましたので、情報通信審議会第15回郵政政策部会を開催いたします。

今日は委員、臨時委員9名中6名ご出席いただくことになっておりまして、藤沢委員が少し遅れていらっしゃいますけれども、定足数を満たしております。

関係団体等からのヒアリング（非公開）

○村本部長 それでは早速議事次第に従いまして進めてまいりたいと思います。今日は郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策等に関して、関係者からのヒアリングということでございます。今日は日本郵便株式会社様、一般社団法人信書便事業者協会様、それから全国町村会様が外部からお見えになって、あとは当部会構成員からお話を伺うということでございます。

今日のヒアリングですけれども、関係者の経営情報が含まれるということでございますので、当事者の権利、利益を保護する観点から、当審議会議事規則第9条の規定によりまして、非公開ということで実施いたします。

それでは今日の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

○山崎郵便課長 本日のヒアリングは入れかえ制で行います。まず、今日お手元にお配りしております横長の「参考 事前にヒアリング先に送付した質問事項」という紙がございますが、この内容を事前に各社に送ってございます。その内容につきまして10分程度説明を伺った後、各者15分程度質疑応答の時間をとりたいと思っております。また、全国地域婦人団体連絡協議会様におかれましては、協議会を代表して本部会の及川臨時委員からご説明及び若干の質疑をお願いしたいと思っております。全体を通じまして時間が許せば、場合によっては事務局からも質問させていただくことがありますので、ご了解ください。

また、本日は出席いただいておりますが、銀行関係団体、保険関係団体として、一般社団法人全国銀行協会様、一般社団法人生命保険協会様から、委員限りということを経営者に、それぞれ書面により意見が出されております。本日お配りしておりますので、

後ほどこれを事務局から紹介させていただきたいと思っております。なお、一般社団法人全国地方銀行協会様からは意見の提出がございましたが、一般社団法人全国銀行協会様の意見と同旨であるとの報告をいただいております。

今日、お手元の議事次第の配付資料というところに、資料15-1、2、3とあります3者の資料につきましては、部会の後公表をいたします。それからヒアリングの議事模様の公表、非公表の扱いにつきましては、あらかじめ事務局から各ヒアリング先に対しまして、発言内容に非公表とすべき部分がある場合には、この場でその旨言及するようにお伝えしておりますので、場合によってはそのようなお話があるかもしれませんが、ご了承ください。

以上でございます。

○村本部長 はい、ありがとうございます。

それでは、早速日本郵便株式会社からヒアリングを始めたいと思いますので、事務局から呼び込みをしていただきたいと思います。

(日本郵便株式会社入室)

○村本部長 本日はご苦労さまです。日本郵便株式会社様からは、立林常務執行役員及び鶴田執行役員にご出席いただいております。

日程の関係でご説明は10分ちょっとぐらいでお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、どうぞお始めください。

○日本郵便株式会社立林常務執行役員 日本郵便の立林でございます。本日ユニバーサルサービス関係ということで機会をいただきましたので、私どもの関係のプレゼンをさせていただきます。

お手元の資料15-1というところがございますけれども、おめくりいただきましたところで、まず少し前提的なところになるのでございますが、今回さまざま審議会のほうで試算等されて、ユニバーサルサービスの確保策についてご議論いただいていると承知してございますが、そもそもユニバーサルサービス自身、釈迦に説法ではございますが、景気動向にかかわらず、いつでもどこでも妥当な価格で、国家として国民に保証するサービスであろうと認識をしております。

その中でユニバーサルサービスの確保策を考えるに当たり、今回郵政事業のユニバーサルサービスということでご議論いただいていると承知してございますけれども、中を拝見したところで、私ども日本郵便として責務を負っているわけでございますが、大き

く郵便関係と、それから銀行窓口、あるいは保険窓口という、いわゆる金融関係ということで、2つ性格的にも少し食い違うところがあるのではないかと考えています。2つ目の丸にございますが、郵便のサービスの関係につきましては、郵便物を最終的に送り届けるという意味で、輸送のルートというものがそのサービスを提供するための本質になっているのではないかと考えています。一方、銀行窓口、保険窓口というサービスにつきましては、それぞれのお店である郵便局という拠点を維持していくということにユニバーサルサービスの本質があるのではないかと考えています。

こういった性格上の違いもございますので、今回、先般試算結果ということでご公表いただいたわけではございますけれども、書かせていただきましたとおり、単年度のみでの計測というところではいかがなものかなとも思いますし、また、ご議論いただいております性格や目的によって、さらにその適切な計測方法があるのではないかと考えています。こういうところにもご留意をいただければ幸いですというところを、まず述べさせていただきますように思っております。

そういう中で、2ページ目でございますけれども、確保方策と書かせていただきましたが、当然国家として国民に保証するサービスというわけでございますから、これを提供するということが非常に重要な責務でございます。私ども日本郵便株式会社、これはそのビジョン等々で、トータル生活サポート企業ということで、さまざまな役割を果たしていこうというふうに、我々でみずからも掲げているところでございますけれども、その中でユニバーサルサービスの責務をいただいて、これを提供するために最大限の経営努力をさせていただいているところでございます。この審議会におきましても、一昨年ではございましたけれども、現状ということで、経営の現状についてはご説明させていただいたわけではございますが、持続的に成長し、あるいは発展をするというようところで、効率化の推進に努めているところでございます。

ただ、こういった責務を果たすに当たりまして、下に4つほど丸の中に書きましたけれども、人口減少でありますとか、高齢化、ICT化という経済状況の変動、あるいは競争条件としての宅配便、あるいは金融というところの条件が変わっていくという中で、事業体の立場からいたしますと、展望できる範囲には一定程度の限界があるのではないかと考えています。今回申し上げますのは、私どもの中で諸外国での措置なども参考にさせていただきながら、現時点で想起される方策について列挙をさせていただいたというところでございます。

3 ページ目、ごらんください。まず郵便関係でございます。

1 点目でございますけれども、これは中間答申の際の意見書等でも表明させていただきましたけれども、信書便の規制というものが緩和されたわけでございますが、これによりますクリームスキミングの影響についてはご確認が必要かと存じます。

2 点目でございますけれども、ユニバーサルサービスの維持、あるいは信書便市場全体の発展のための環境整備というものをお願いできればと思っております。中身として2点ほどございますけれども、大型の郵便受箱の普及、これは再配達のコスト等々の関係の効率化ということでありますが、集配作業全体の効率化に資するようなことに対しての支援、あるいは環境の整備といったこと、あるいはどうしてもその施設を維持したり、整備したりするということが必要になってまいりますので、それに対する支援ということでございます。

3 点目でございますけれども、上場子会社として株主に応えることができる適正な利潤の確保、こういったところを念頭に置いた柔軟な郵便料金の見直しが可能になるようにお願いをしたいというものでございます。

4 点目でございますが、政策的な低廉な料金というサービスがございます。種々ございますが、こういったもの、現在我が社の中で当然全体としてお客様に対しては低廉な料金というものを提供しているわけございまして、こういった中でのカバーリングということをさせていただいているものでございますが、これに対してご支援をいただけないかというものでございます。

その他、5 番目でございますが、諸外国に見られますような財政・税制の措置というところがあるのではないかと。これにつきましては、また次のページで少し書かせていただいております。

4 ページ目をごらんいただきますと、欧米主要国におきまして、私どもが承知している範囲でございますが、アメリカでは視覚障害者向けの郵便について、国家予算から一定金額が支出をされているでありますとか、フランスのほうでは新聞配達業務の支援のための補助金が支給されているということがあるようでございます。また、フランスでは、地方税の85%の減免といったような税制上の措置が講じられているようでございまして、これを財源としてラ・ポストの中には基金が設置され、施設の改修、あるいは過疎地の郵便局の運営の支援等に支出がなされているということでありまして、そのほか、ドイツやフランス等では、参入の事業者について対象売上に応じて基金に拠出するとい

うスキームがあるところでございます。

それから料金の改定、値上げの関係でございますけれども、欧米の主要国、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスといった国では、物価の上昇率と連動した形で上限の料金を設定する料金規制が行われていると承知をしてございます。2015年では、ドイツでは3年連続、フランスも3年連続、オランダでは5年連続で値上げが発表されているところでございまして、主要国の郵政事業体につきましてはの営業利益率も下にございませとおり、かなり高いものになっているというところでございます。

5ページ目でございます。続きまして、金融窓口関係での方策というところでございます。

1点目でございますが、やはり店舗という施設の維持というところが鍵となりますので、固定資産税等の税制上の措置をお願いしたいというものでございます。

それから2点目といたしまして、窓口役務においては収益の大宗を現在ゆうちょ銀行、かんぽ生命からの手数料という形で持っておりますので、こういった2つの会社に課せられております、いわゆる上乗せの規制に対しまして、緩和あるいは撤廃をお願いしたいというものでございます。

3点目は先ほどと共通のところもございませけれども、諸外国で幾つかの措置、財政上・税制上の措置が見られていると承知をしてございます。下にございませけれども、イギリスでは郵便局ネットワークを支えるために政府が補助金を支出しているということでございませし、またフランスでも、先ほどもございませした、繰り返しになりますが、地方税の85%の減免という措置が講じられていると承知をしてございます。

最後のページ、まとめということでございませけれども、今回、今まで述べました話、措置でございますが、ユニバーサルサービスの提供というものを私ども課せられておりますので、責務を果たすということで、当然当社として最大限の経営努力を行うということをお前提とした上で、その責務の重要性というものを踏まえて、現時点で想起される方策をお示したものでございませ。

郵政政策部会におかれましては、ユニバーサルサービスの重み、事業体として展望できる範囲の限界といったものをご考慮いただき、当社によるユニバーサルサービス提供に当たりまして、政策的・制度的なご支援について、引き続きご検討いただきたいとお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○村本部長 はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、自由にご発言ください。どうぞ。

○井手部長代理 2点質問させてください。1つは3ページのところにある想起される方策という点で③柔軟な郵便料金の見直しとありますが、これは4ページのところを見ると、欧米では郵便料金の値上げということが書かれておりますので、この柔軟な見直しというのは、値上げということを念頭に置いているのでしょうか。もちろん柔軟なということですから、値下げや相対も含めていろいろあると思いますけれども、具体的にどういうものをイメージしてこのように書かれているのかということです。現在の料金制度は公益事業ですから、適正な原価に適正な利潤を含んでいるということで決められておりますけれども、今の郵便料金では、この③のところに書かれている適正な利潤が確保されていないと捉えているのかどうかということを、まず第1点として教えてください。

それから2点目ですけれども、4ページのところで、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスと書かれていますが、アメリカの営業利益率は表に出ておりませんが、大体どのぐらいなのかということと、それから日本の場合には赤字であったり、1、2%ぐらいだと理解はしているのですけれども、実際に日本の場合の営業利益率はどの程度なのかということ。諸外国のこういう営業利益率は、値上げをしてやると8.3%とか、4.4%とか、3.7%というのが確保されている。もし値上げされなければ、もっと非常に経営状況が悪いと考えていいのかどうかということをご教えてください。

以上2点です。

○日本郵便株式会社鶴田執行役員 日本郵便の鶴田でございます。私のほうからお答えしたいと思います。

この柔軟な郵便料金の見直し、3ページ目に書いておりますけれども、この背景としましては、その前のページに幾つか、最近の経済状況ということで書いておりますが、その左側にあります人口の減少でありますとか、あるいはICT化の推進、インターネットが普及して行って、通信手段がそちらのほうに移っている。こういうことが背景にございます。そういう状況、世界共通の状況ではあるのですが、そういう中できちっと原価、なおかつ利潤を確保するということを考えた見直しという、方向としては、やはり値上げということを考えていかざるを得ないのではないかと考えております。

ただ、委員からご指摘のありましたように、単純に上げるというだけではなくて、いろいろなやり方があると思っています。全体でバランスを変えるということもありますし、需要が増える部分については、それは部分的には下げるといふこともあると思いますし、そこは具体的なやり方をここでまだ言っているわけではないのですけれども、ただ、方向としてはそういう、これから経営が苦しくなる中で物数が落ちる、もう一つ物価が上がっていくという状況が日本でも起きてきておりますので、あるいは労働力が確保しにくいという状況がございますので、そういう中で値上げという方向は考えないといけないのかなと思っています。

ただ、現時点では、私どもとしてそういうことが考えられるということを行っているものですので、今すぐ具体的にここをこうしたいということを中心に主張しているわけではございません。

それから、現在の日本では郵便料金の水準というのが、原価及びその適正な利潤というのを確保できているかということなのですから、ここはなかなか判断が難しいところがあるかと思ひます。といいますのは、単年度の利益を見ますと、赤字であったり、黒字であったりします。郵便セグメントとしては、2013年度は100億ほど黒字がありましたけれども、昨年度は100億ほど赤字でございました。年によってそこは若干変動がありますので、今の料金水準のままで原価及び適正な利潤を賄えるかというのを、ちょっと中長期的に見ないといけないというところもありますので、ここは我々自身の経営努力という面もありますけれども、そういう動向を見て判断する必要があるかと思ひます。その上で、やはりこのままいくと、中長期的にも苦しいということであれば、そこで見直しというのをお願いしていかないとけないのかなと思ひております。

では外国の状況はどうかということですが、米国の利益率を挙げておりませんのは、アメリカの場合かなり特殊な事情があると思ひております。年金基金の負担問題などというのがありまして、なかなか議会のほうですんなり通らないというような状況があつて、目下のところは実は大きな赤字というところですが、そこは制度的な事情とか、規制のあり方がかなりほかの国と違ひますので、一律に論じるのはどうかと思ひましたので、ここでは掲げておりません。アメリカを除くほかの国では、値上げというものが最近はかなり常態的に行われておりまして、なかりせばというのをなかなか推測でいうのは難しいところではあるのですけれども、やはり値上げをしたことによって利益を確保しているというのが一般的な評価ではないかと思ひます。

以上です。

○村本部長 ほかにかがでしょうか。

では私から聞かせていただきたいのですけれども、5ページの下の方に、例えば主要国においては郵便局ネットワーク維持に係る方策という形でさまざまな手が打たれていますということですが、日本郵便では、郵便局舎、現在の2万数千を維持するということをお前提に考えていらっしゃるのかなということがちょっと気になっています。例えば、今朝のNHKのテレビを見ていましたら、夕張市では古い郵便局が維持できないということで、地元の小学校の空き校舎を使っていらっしゃるという事例があるようです。このような形で見られるように、局舎を維持していこうというのは1つの前提条件になるのかなと。

すると、今の井手委員のお話で考えると、利益を確保するためには料金を上げるというほかにコストを下げることがあって、1つは局舎を何とか整理することになるかもしれませんが、そういう問題がある。もう一つは、例えば、諸外国であるようですけれども、配達的方式を変えて、例えばコミュニティメールボックスみたいな形で置きかえるとか、もっと極端に言えば、現在のユニバーサルサービスの中の、例えばですけれども、週6日配達をやっているところを5日にするとか、コスト削減ということだけに注目すればいろいろなやり方があると思います。そんな感じでいうと、今の郵便局舎を設置することに関して、何か考え方があるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○日本郵便株式会社立林常務執行役員 郵便局ネットワークについてのご質問ということでございますけれども、当然のごとくユニバーサルサービスというところで、ネットワークの水準については一定の法令上の形でも維持しなければいけないというところがあるのは当然でございます。ただ、私どもにとりまして、郵便局ネットワークというのは、一面でそういったユニバーサルサービスの要請がある一方で、個別のそれぞれの郵便局、あるいは郵便局長、そこで働く社員というのが、地域社会と深く結びついているということに伴う、いわばビジネス上といえますか、経営上の強みというものを有していると考えております。したがって、現在の私どもが有しております郵便局ネットワークの水準というものは、決して責務としてやらなければいけないというところだけではなくて、私たちとしてのビジネス上の力の源泉でもあると考えておりますので、現在の水準を、大きく変えようということは、現在は考えていないところであります。

それからもう一つ、後段でお話しいただきましたのは、いわゆる郵便の関係でのサービスの水準についてどうかというお尋ねかと理解してございますけれども、これは私どもの立場といたしましては、国家としてこういうサービスを確保せよという責務をいただいて、これを履行しているという立場でございますので、私どものほうからこの水準について上げる、下げるということを申し上げるのは適当ではないのではないかと考えております。

- 村本部長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。
- 竹内臨時委員 説明ありがとうございました。ユニバーサルサービスの提供で、いろいろご苦労されていることだと思います。それは十分に理解した上でのお尋ねではあるのですけれども、今回事前にご質問させていただいたのは2点あって、どのような対応策が必要であるのかということと、あとは行政側への要望事項についてです。今日拝見した資料、特に3枚目や5枚目を見ると、基本的には要望事項でありまして、何がどう対応するかという話はなかったように見受けられました。もし仮に今ここにご提案くださったような行政側への要望事項が満たされたときに、その結果、こういうことができるようになりますとか、こういうことをしてくれたらこういうことができるので助かりますというような、要望が受け入れられた場合の対応策といたしますか、その点について何か具体的にあれば、全部は難しいと思いますが、一、二点で結構ですからお教えいただければありがたいと思います。
- 日本郵便株式会社鶴田執行役員 まず郵便のほうで3ページ目にいろいろ書いておりますけれども、現時点で想起される方策というのは、もちろん前提としましては、事業者としてさまざまな経営努力をやっていくというのが前提でございます。ただそれでもどうしても世の中の流れとして追いつかない場合に、やはりこういうことをお願いしたいということでございます。

我々経営努力としてコスト削減ということで、例えば郵便物の処理の機械化というのをどんどん進めていくとか、いろいろな多様な労働力を活用していくという形でコストを落としていくということがございますし、サービス面でもよりよい、お客様のニーズに即したサービスをやっていく、あるいは郵便と共通のネットワークでやっております宅配事業のほうも、ゆうパックのほうも増やしていくという形で、ネットワークの稼働率を維持して経営を維持しようとしております。そこの努力をやっていくというのが前提でございます。

ただ、それでも苦しいときにこういういろいろな方策をお願いしたいということなのですけれども、こういう形で、例えば2番目に大型郵便受箱の普及というのをあえて書いておりますけれども、最近郵便物で比較的大型の郵便物が増えております。これを本来は、普通の郵便というのは受箱に入れるとおしまいという、そのコストを前提として料金を設定しておりますけれども、それが入らないということであると、持ち戻るためのコストが発生いたします。そういうところをなるべく抑えたいと思っておりますし、そこを抑えられれば、その需要に応える部分を増やすことによって収入も一段と確保できるかと思っております。そういうインフラ面の整備の支援ということを少しやっていたら、我々もさらにそれを基盤としたサービスを拡充するというようなことができるかなということを考えております。

○村本部長 ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○藤沢委員 ご説明ありがとうございました。専門ではないのでずれているかもしれないのですが、今先生方のご質問されたことは全て私も疑問に感じたことなのですが、加えて3ページのところで、現時点で想起される方策が書かれています。2つご質問がありまして、1つは、この1番、信書便規制緩和によるクリームスキミングの影響の確認をすると、どういうよい結果があるのかという点について、教えていただきたい。

2つ目の質問は、方策はこれだけでいいのですか。というのは、ユニバーサルサービスを実現するのはこのくらいでいいのかというのが、正直ちょっとびっくりしましたということに加えて、これに優先順位をつけるとしたら、この①からの順番でいいのか、よくないのなら重要性はどういう順番であるのかという点を、ぜひ教えていただきたいと思っております。

○日本郵便株式会社鶴田執行役員 1点目のクリームスキミングの影響の確認というのは、ここに書くのが適切かどうかというのはあったのですが、この審議会でご議論いただいたことでもありますので1番目に挙げたものであり、これが最優先という意味ではございません。特定信書便の規制緩和ということで法律も成立いたしましたけれども、そのときにはそれによる影響はこれくらいであろうから緩和しましょうという意思、判断であったというふうに私ども理解しておりますので、実際にその影響がどうかというところを見極めるといえるのは、今後のいろいろな検討をする上で前提となるのではないかと、そういうような、その程度の趣旨でございます。

②、③、④、⑤につきましては、これだけかといいますのは、私ども外国の例などを

見まして、およそ考えつくものとして、とりあえずこういうものを挙げております。これだけで十分かということなのですけれども、これも中身によっては、踏み込んでいけばいろいろなバリエーション、深さがありますし、あともちろんこれだけでということではなくて、繰り返しになりますけれども、私ども自身が経営努力してコストを抑え、あるいはサービスを拡充して売り上げを上げるということが当然基本ということで書いております。

優先順位につきましても、それぞれ観点、方向性が違うものですので、この順番でという意味ではございません。それぞれいろいろな既存の制度等もありますので、そこは世の中の流れとか、あるいは行政側の判断というものもあると思いますので、そういうことも含め、総合的にご検討いただければと思っております。

○藤沢委員　ありがとうございます。

○村本部長　はい、どうぞ。

○井手部長代理　あと1点だけですけれども、3ページのところで、④政策的な低廉な料金の第3種とか第4種というサービスについては、料金値上げは無理で、何らかの補助金が必要だと考えていらっしゃるのだろうと思うのですけれども、これは補助金がなかったら、民営化してこれから補助金をとというのはなかなか難しいと思うのですが、その補助金がなければどのようにするおつもりなのかということについて、お聞きしたいと思います。

それと関連して、ユニバーサルサービスというのは、日本郵便がいろいろ提案してするものだと私は思っているのですが、一方で、今のユニバーサルサービスは維持すべきだという考え方もあるのですけれども、日本郵便が今のユニバーサルサービスよりも品質として利用者に過剰なサービスというか、例えば差し出された日から3日以内に配達するところを速達でもないのに翌日配達するとか、サービス水準を落とせばコストも削減できると思うのですが、その点についてはいかがなのでしょう。

○日本郵便株式会社鶴田執行役員　まず、政策的な低廉料金、その3種、4種のところだけですけれども、これにつきましては、値上げということになると、実は3種、4種の郵便料金については認可制になっておりますので、政策的な判断というのがあるかと思ひまして、私どもが言う話ではないのですが、正直言ってかなりハードルはあるだろうと思っております。

そこを補助金を受けずに今のまま続けるとどういう状態になるのかということですが

れども、今は郵便全体、つまり第1種、第2種の利益でそこを賄っているということになります。ですので、その3種、4種のボリュームにもよるわけですが、なかなかその外部からの支援というのがいただけないと、その1種、2種のほうで上げる利益がそこに食われてしまうということになります。

それに対して、例えばサービス水準が今、実際ユニバーサルサービスとして最低限やらなければいけないよりも、スピードが速いとか、サービスが優れている部分はあるわけですが、その水準を落としたらというお話ではありますが、そこは私どもの経営上の判断だと思っております。現実にはそういう翌日に郵便が届くということが、郵便を引き続いてお使いいただける上での条件になっているという面もあるのかなと思います。では、遅らせれば、それだけコストが浮くかといいますと、そこはいろいろでございまして、逆に溜めることによるコストというものもあります。そういうコスト面、それから速いサービスというのを維持するということに対する、使う側の評価といいますか、その面、競争力というような面もありますので、今の状況では、今すぐサービスの水準を大きく変えるということは、今のところは考えておりません。ただ、そこは状況次第によっては柔軟に考える必要はあると思っております。

○村本部長 1つだけ教えてください。5ページの②、窓口業務は2つの金融機関からの手数料収入が大宗だとおっしゃって、それぞれの金融機関に対する上乗せ規制の緩和、撤廃ということが書いてあります。この上乗せ規制の具体的な中身をもうちょっと教えていただきたいのと、例えばゆうちょ銀行についていえば、今度は預金保険料率が0.07から0.042に変わるのですけれども、多分それで2,000億ぐらい払っていらっしゃるものが相当減るわけですね。半分とは言いませんけれども。そういうようなところをどう整理したらいいかなとちょっと思っていますので、その辺を教えてください。

○日本郵便株式会社立林常務執行役員 はい。この、いわゆる上乗せ規制というふうに書かせていただきましたけれども、ご承知のとおり、ゆうちょ銀行、かんぽ生命につきましては、銀行法あるいは保険業法での規制に加えまして、郵政民営化法という別の、もう一つの法体系のほうで、さらに規制がかかっているという状況にあり、例えばゆうちょ銀行の新規の業務、新商品を出す時には、これは認可制になっているところでの、やはりほかの金融機関の方と同じような負担をしながら、少し規制というものがかぶってきていると。さらにそういった際に、ほかの金融機関との間の適正な競争関

係というところが考慮要件になっているということがございますし、また当然その中には限度額の規制というところもあると承知をしております。

私ども日本郵便の立場から申し上げますと、このユニバーサルサービスというものについて、現在ゆうちょ銀行、かんぽ生命との間でそれぞれの窓口業務契約というものを締結いたしまして、実際のサービスと商品を提供しているというところになりますので、やはり実際に商品を販売している委託元でありますところの2社の経営基盤がより安定、充実していくというところが、ひいては、現時点で見通せる限りにおきましては、金融関係のユニバーサルサービスの安定的な提供をするための方策ではないかと考えまして、この点を書かせていただいたところがございます。おそらくその預金保険機構の関係につきましては、預金保険機構の中でのお話で、これはゆうちょ銀行のみに限った話ではないと思いますので、そういった意味では、いわゆる同じ土俵の中でのお話であり、今回の上乘せという話とは、またちょっと次元が違うのかなと考える次第でございます。

以上です。

○村本部長 ありがとうございます。総務省から何かございますか。特にないですか。

ほかに御意見がございませんでしたら、予定した質疑の時間になりましたので、日本郵便の方、どうもありがとうございました。また今後ともいろいろ教えてください。

○日本郵便株式会社立林常務執行役員 ありがとうございます。

(日本郵便株式会社退出)

○村本部長 それでは、引き続いて一般社団法人信書便事業者協会様からのヒアリングをいたしたいと思っておりますので、事務局から呼び込みをお願いします。

((一社) 信書便事業者協会入室)

○村本部長 ご苦労さまでございます。一般社団法人信書便事業者協会様からは、伊東会長及び岩之上事務局長にご出席をいただいております。日程の関係上、ご説明を10分程度でお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○(一社) 信書便事業者協会伊東会長 信書便事業者協会の伊東でございます。まず、今般の郵便法・信書便法の一部改正について、特定信書便事業の事業者団体としましては、大変歓迎すべきことという認識でおりますけれども、緩和された範囲につきましても、ユニバーサルサービスに影響のない範囲と認識しておりますので、我々としてはありがたいことと考えているところであります。

以上であります。

日本郵便さんの提供されているユニバーサルサービスについての認識でありますけれども、これは国民の基本的な、一番簡便で安価な通信手段としては非常に重要なもので、我が日本国の重要なインフラではないかなという認識でおります。確かに通信という観点でいきますと、ICTの普及によりまして、誰でもがスマートフォンを持っているような時代ではありますけれども、そういうものを持たない方もいるわけがございますし、過疎地においては電波が届かないところもありますから、そういう意味では広く利用者の利便性というのを確保しておく必要があるという認識でおります。

ユニバーサルサービスの範囲、水準についてどのように認識しているかということでもありますけれども、長らくずっと52円、82円ということで、封書も82円ということでもあります。それについてもどれぐらいのコストがかかっている、どれぐらいの赤字なのかということが明確になった段階で、それをどのようにして維持していくのかということについては、幅広く議論する必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、電話では新たに勃興している通信事業者から、ユニバーサルサービス基金を集めているんですけれども、郵便についてはそういうのはなかなか難しいのかなという認識でございまして、特に特定信書便事業者では、わりと小さな区域で事業を行っているということでもありますので、なかなかこれは特定の信書便事業者では、このようなユニバーサルサービスというのは提供できないのではないのかなと考えております。

特定信書便事業者としましては、どちらかといいますと小さな事業者さんが多いものですから、ニッチなサービスで創意工夫というのでしょうか、そういうふうなことで新規の需要の創出ですとか、新しいサービスの創出というところに取り組んでいきたいと考えているところであります。

日本郵便さんが提供されておりますレタックスについても、特定信書便事業者の中には3号役務で電報類似サービスを提供しているところでもありますけれども、これについても価格差というところについては解消されてきているのかなと思うところであります。一方でやはりなかなか配達コストというのは非常に高いものですから、我々としては3号役務をなさっている方々については、価格の引き下げということよりかはサービスの品質を担保するということに重点を置いてお考えいただくというふうなことで話しているところであります。

特定信書便物の送達につきましても、信書便物であるということの明示をすることに

なっているわけでありませけれども、運んでいるものについても、これは特定信書便物を運んでいるということは、その信書のマークというようなもの、特に通信の秘密、信書の秘密が担保されているということを広く知らしめていくような形の周知活動とともに、そのマークというもので認識していただけるようにしていけたらいいのかなと考えておるところであります。

以上であります。

○村本部長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

前回来ていただいたときにいろいろお話をいただきましたけれども、それで今回の法改正では、主に特定信書便関係は随分改正されたわけだと思いますが、大体これで、これ以上はと言ったら変でしょうけれども、何かもうちょっと要望があるというようなことがあれば、すぐはダメかもしれませんが、今後の課題としてぜひ教えていただければと思います。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 確かに1号役務の中でその大きさが緩和されたというのは大変ありがたいことと考えておりまして、これは今、主に信書につきましては、地方の行政のほうから、役所のほうから支所に届けるとか、教育委員会宛てに届けるですとか、そういうふうな信書というものの送達を請け負っているところでもありますけれども、どうしても民間に委託するときに、今までですと90センチの大きさを超えていなくてはいけないというところがありますので、えらく大きな箱をつくりまして、その空気を運ぶというふうなことをしておったわけではありますが、このところ自転車で送達をするという工夫を凝らす事業者もおりまして、空気を運ぶよりかは、もう少し小さいほうがありがたいということもありまして、今回願ひかなって小さくなったということで、その自転車といいましょうか、今はコンパクトシティもいろいろと取り沙汰されているところではありますけれども、近いところに運ぶのは何もガソリンを使って、CO₂をまき散らして走る必要性はなくて、自転車で送達をすると。そういうふうなことに向けても、この緩和というのは大変ありがたいところなのかなと考えているところでもあります。

ではこれがもっと小さくなったらどうなのかということになりますと、これは冒頭申し上げましたように、やはり日本というのは島国で、山も多いはずでございます、離島もあるわけでございます、そういうところには簡単に届ける手段というのはなかなか

かないわけでございます。小さくなったから我々が運ぶということになると、ユニバーサルサービスそのものに影響を及ぼしていく可能性もあるのかなということで、そこについてはかなり慎重にその議論をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

料金面につきましても、やはり何でも価格が安ければいいというものではありませんで、そういう意味では昨今信書ではありませんけれども、デジタル化されたものというものが大変多く流通しているわけでありまして、特に今は医療関係でも、レセプトもそうではありますが、カルテについても電子化の動きというものが出てきているわけでありまして、それをネットワークの中でやりとりするのかというところでありまして、やはりそういうものについては何か記憶媒体に記録をして運ぶということのほうが、安全性というのが高いのでありますけれども、今の段階では人間の知覚によらなければ信書でないということになっていますので、信書がそういうメモリーの中に記録されていても信書扱いにはならない。そういうものが一般の貨物として扱われるということについての危惧というのは、個人的には抱くわけでありまして、これから特に在宅医療とかというようなところも進んでまいりましょうし、それから看護師さんが薬の情報を持って患者さんのところに行くというふうなことも出てくるかと思えますけれども、それも全部が全部、ほんとうにネットワークで解決できるのかなど。セキュリティというのが、ネットワークというのはどんなに頑張ってみても、やっぱり破られるものでありますので、物理的に切り離されてその記憶媒体を持っていくというようなこともあると思いますので、そういうところについて安全な送達の仕方ですとか、受け取りの仕方ですとか、そういうところで3号役務というようなものが活用されれば、かなりいろいろな方がそういうサービスを使うようになることができるのではないかなと考えているところでありまして、そういうものを協会としましても、何か新しいサービスとか、新しい役務だとかいうふうなことで、これから先に向けてご提言できればよろしいのかなと考えているところであります。

以上であります。

○村本部部长 ありがとうございます。お願いします。

○井手部部长代理 1点ですけれども、特定信書便事業に数百社、400とか500とか新規参入者がありますが、個々協会で把握されているかどうか分かりませんが、その特定信書便事業者の業績はどうなのでしょう。というのは、そういう特定信書便

事業者は事業が非常に厳しくて、経営環境が厳しくて、やっぱりこれではやっていけないからさらに業務範囲を拡大するような緩和をしてほしいというような要望もあるかもしれませんが、そういった特定信書便事業が、今現状どうなのかという点が気になっています。日本郵便などが提供していなかったような、ここにあるように付加価値の高い特定の需要をどんどん掘り起こして、全体としてパイが広がっていればいいのですけれども、ただ単にパイの奪い合いみたいな形になっていないか、郵便とは本来成熟産業だと思っているので、特定信書便事業の業務範囲を拡大することによってパイが広がると認識しているのかどうかという、その辺のところを教えてください。

- （一社）信書便事業者協会伊東会長　今おっしゃられたように、そのユニバーサルサービスの影響しない範囲ということで規制緩和が今回なされたということでありまして、協会としましては、どちらかという日本郵便の信書のパイを奪い合っていくというのはかなり厳しいと考えているところです。といいますのは、信書の数そのもの、郵便物そのものが減っている状況の中で、それを奪いにいってもかなり厳しいと。特定信書便の事業を営んでいる事業者というのはかなり中小の零細企業も多いわけでございます。言ってみますと、特定信書便事業の中でそれなりの業績を上げて利益を出しているというのは、どちらかといいますと3号役務の中でも電報類似サービスを扱っているような、要するに1,000円超という縛りがありましたので、1通届けて1,000円超という価格帯のもので、わりと売り上げも稼げますし、利益も出せると。一方で信書の送達というのを役所から受けるということで、価格の入札になった場合にはかなり厳しくて採算割れしてしまうと。したがって、それ以上価格を下げるということになると、人力でいくしかないということで、自転車で送達をするようなところが札を入れると。それがまた値段の引き下げになるということで、今のところ1号役務、2号役務をやっているところの採算は非常に厳しいというのが現状であります。

事業者そのものについても、年商でなかなか億までいかないような事業者さんも多々いらっしゃる。そこが普通の運送、貨物運送の下請けですと、ご存じのように寡占状態になっていて、価格のたたき合いになっていまして、中小零細が下請けに入れば入るほど採算は悪い。赤字になる。したがってそこはできないと。そこには多少なりとも法のしがらみ、法の枠があるような特定信書便のほうでいけば少しはやれるかもしれないというようなことで、1号・2号役務の事業の認可を取って行政の入札に参加する、そこがまた厳しくなってきたということなんですね。

したがいまして、協会としましては、その緩和をもっとしてほしいというふうなことを言ってみても、要するに厳しくなるだけですから、どちらかというとその付加価値のところに行って、どちらかといいますと、今運送貨物、要するにネット通販とかありまして、荷物の数は増えているわけですね。荷物の数はどんどん増えていて、信書の数はどんどん減っているということになると、荷物の中でもセキュリティーが必要なものもあろう、それを特定信書便のほうに持って来られれば、これはパイが広がるということになるのかなというふうなことで、どちらかといいますと、1号・2号の役務を持っていらっしゃるところで3号の役務まで許可をとっていただいて、新しいサービスというようなものを創出してパイを増やしていくということのほうに注力したいと考えているところであります。

よろしゅうございましょうか。

○村本部長 今回の法改正の国会の委員会の議論を聞いておりますと、七十数億、今日本郵便がやっているところの利益のところに参加して、ますます何とか厳しくなるのではないかという片方の意見があったりするときに、我々はそういうところの分野をもう少しビジネス努力で大きくしていただいというふうなことを考えました。今おっしゃったのはそれに関連するのかなと思ったのですが、そんな理解でよろしゅうございましょうか。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 はい、結構でございます。

○村本部長 ほかに何かございましたらご意見をおっしゃってください。

○竹内臨時委員 よろしいですか。

○村本部長 はい、お願いします。

○竹内臨時委員 ご説明ありがとうございました。もしもあればということの話なのですけれども、最近規制緩和が行われたばかりのところではありますが、もしも今後日本郵便さんがやっていたらユニバーサルサービスの中で、何か肩がわりできると思いますか、ここで何か部分的にでも自分たちもできるというふうなものがあるでしょうか。もしあるなら、今後どのように規制の枠組みが変わると、それが出来るようになるかとか、こうなると利益が出るかもしれないとか、何かそういうことのために必要な行政側の措置というのがありますでしょうか。あった場合にはお教えいただければと思います。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 今のところ申し上げましたように、特定信書便

の事業許可を得ているところというのは、わりと中小のところが多いわけでございまして、大きなところだと佐川さんなんかもその事業許可を取られているわけですが、実態とするとどういふことをされているのかという、ほとんどが貨物ということなわけですね。そういう中でいいますと、何かそのところがどうにかなったとしても、結局あれだけのもの、要するに離島であれ、山の奥であれ、そういうところまでも全部届けるような足回りを持つということは、後発のところから考えるとちょっと非現実的、やはり採算のあるところ、採算性のあるところだけに行くということになるかと思うんですね。ですから、信書便物の大きさとか、料金とかの規制緩和というものがなされたとしても、おそらく都市部で採算性の高いところにほとんどサービスとか、いろいろなものが集中してしまうだけになるので、私としてはあまり、それ以上のものが何か出てくるというようなことは、なかなか枠組みの中では難しいのかなと認識しておりますけれども。

○村本部長 はい、ありがとうございます。総務省から何かございますか。

○山崎郵便課長 1点だけよろしいでしょうか。郵便課長の山崎と申します。今日はご説明ありがとうございます。

今の竹内委員とのお話ともちょっと絡むのですが、日本郵便はユニバーサルサービスを提供している主体でありまして、先ほど竹内先生から信書便事業者としてユニバーサルサービスを代替する観点で何かできることがないかというお話があったかと思いますが、ユニバーサルサービスを代替するかどうか以外に、いわゆる郵便局ネットワークを持った日本郵便と、信書便事業者さんが連携をして何か新しい仕事をされる可能性、お考えがもしあれば教えていただければと思います。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 その部分について申し上げますと、日本郵便さんがあくまで足回りだけしかやらない。届けるというのは、いってみると足回りのインフラですね。それ以上のサービスはやらない。例えば切手を売るとか、いろいろなことをされているわけですが、何かいろいろな記念物を売るとか、その地方の物産、産品を郵便でどうですかというふうなことでされるわけですが、そういうのというのはいかがなものかなと思っておりまして、ユニバーサルサービスの代替というのは難しいんですけども、コラボすることは可能だと思うんですね。ただあまりにも相手が大きいので、いろいろなアイデアを出したときに、それも彼らがやるよと言ってしまえば、中小の事業者は太刀打ちができないわけですね。ですからどちらかというとその

部分のところについては、日本郵便さんを縛っていただいたほうが使いやすいのかなど。

例えば、今誰でもスマホで写真を撮るわけですけども、その写真ってデジタルですが、それをプリントして届けるという場合に、日本郵便の消印があればおもしろいと思うんですが、そういうサービスを仮に考えて日本郵便に持ちかけたら、日本郵便は、それはいいアイデアだね、自分らでやるわと、こういうふうにやられると、配達するところも印刷物もICTの力も、何でも全部持っているわけです。ですから昔のフランスのミニテルじゃありませんけれども、インフラ提供者としてはそれだけにとどまると。サービスを考えるのはあくまでそれ以外の事業者だというふうな観点で考えれば、コラボしていくものというのは出てくるのかなと思うんですけども、その意味では郵便事業で黒字になっていただかないと、あまりにもいろいろなことをおやりになられるので、そこについては個人的に申しますと、ほんとうは国でやって、縛っておいたほうがいいのかという気はしないでもないですが、いろいろなことが考えられると思います、コラボするのは。

○松岡郵政行政総合研究官 郵政行政総合研究官の松岡です。1点だけ事務的な確認なのですが、会長からのお話の最後のところで、マークによって信書便事業者ということを認識をいただきたいというお話があったのですが、これは信書便法に基づいた信書便物につけることが義務づけられている事業者を示す印のことではなくて、信書便マークということですか。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 そうですね。

○松岡郵政行政総合研究官 信書便事業者であることの。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 はい。

○松岡郵政行政総合研究官 それで、それによって信書便事業者の人だというところで差別化を広くできるようにということでしょうか。

○(一社)信書便事業者協会伊東会長 そうですね。協会として考えていますのは、まず信書ということの理解が、国民がどれだけしているのかなというところがありましてそこに向けて周知活動をしたいなどは思っていますけれども、何分にも業界団体としても小さいものですから、そこで取り組みとしてそれぞれの事業者の信書便管理者の教育を高めて、協会でも講習を受講させて、試験もさせて、修了証を渡しているんですけども、そういう憲法に規定されているようなことをきちっと守るということを学んだ人が何人いるよというのを可視化させて、その人たちが届けるということになると、国民

の方々も安心、安全で確実なのかなというふうなご理解をいただけるのかなど。それを知らしめるようなマーク、それからもう一步進めて、昔はろうで緘をしたかと思うんですけれども、それにかわるような封緘のシールのようなもので、開けたら分かります。そういうふうなものを少し広めていって、貨物とは違うんだという認識を国民の方々、もしくはそれを利用される企業の方々、行政の方々に認識していただくと、そういうふうなことで進めたいと考えているということです。

○村本部長 ほかによろしゅうございましょうか。どうもありがとうございます。どうぞ退席していただいて結構でございます。どうもありがとうございます。

○(一社) 信書便事業者協会伊東会長 どうもありがとうございます。

((一社) 信書便事業者協会退出)

○村本部長 それでは引き続きまして、全国町村会様からのヒアリングに移りたいと思います。それでは事務局から呼び込みをお願いします。

(全国町村会入室)

○村本部長 どうもご苦労さまでございます。全国町村会様からは、河島副会長がお見えでございます。岡山県の久米南町の町長をしていらっしゃいます。遠くからありがとうございます。

それではお話しいただきます。大体10分くらいをめぐりにお願いいたします。

○全国町村会河島副会長 ご紹介いただきましたように、岡山県の久米南町といいますが、ちょうど岡山県の真ん中でございます。岡山市と津山市を結ぶ津山線という電車で岡山から40分ほどかかるころの町でございますが、小さな町でございます、人口も5,200人しかおりません。その町からやってきました。ほんとうに田舎の町でございます。

そんな中での、今日は郵政というお話でございましたので、私どもの町の現状も踏まえて、お話させていただきます。町村会としても、これまで民営化等に際し、ぜひとも今ある郵便局を残してほしいというようなことでお願いをしてきております。郵便局数の維持に関しては配慮いただいたと思っています。

振り返ってみますと、私の町も昭和の大合併はいたしましたけれども、平成の大合併はしておりません。合併前に3つあった郵便局がそのまま3つあります。民営化にあたり、全国で郵便局が少なくなれば、私の町でもこらえなければいけないのかと思いましたが、しかし、住民の一番身近なところでの金融といいますか、貯金の出し入れにしてみ

ても、年金にいたしましても、金融機関が郵便局しかない町村があります。そのような町村は、24町村もあるようでございます。高齢化も進む中、私の町も、岡山県一の高齢化率でございます。そんな中で住民に身近な郵便局が3つあるというのは、私はほんとうにありがたいと思っております。

それから全国の中山間、あるいは島嶼部においては、この郵便局というのはほんとうに大切な施設であり、ガスや電気、水道などに匹敵するくらい、ほんとうに生活の一番近いところにあります。民間になったわけでございますけれども、住民生活にとって大切なものだろうと思っております。いろいろとお話をお伺いいたしますと、ユニバーサルサービスの論点としては、いろいろなことがあるようでございますけれども、ユニバーサルサービスの提供範囲・水準につきましては、現状以下に引き下げるべきではないと考えます。たとえば集配は、今、それぞれ戸別に配っていただいています。これが将来もしかすると地域の集会場などに配達し、そこに受取に来てもらうというようなかたちにする案もあるということを知りたりしますが、高齢化が進む中、住民の負担も考えれば、今までどおりそれぞれのうちへ配っていただく必要があります。それから私どもの町も、中山間、島嶼部、どこもそうでございますけれども、やはり配達員が地域へ配ることで、道路へ松の木や竹の倒木がある、あるいは竹が倒れている、そのことを行政に教えてもらうことができます。これはほんとうにありがたいことです。町の職員も限りがございますし、郵便配達員が戸別配達する中で、あそこの道路がおかしかったよ、あるいはそれぞれおうちへお伺いしてみても、新聞が3日分もある、昨日持ってきた封書がまだあるよという、ひとり暮らしの高齢者の安否確認、こういうこともしていただき、ほんとうに私どももありがたいと思っております。

民営化前には、町に行政と郵便局との協議会がありました。「町長さん、出てくれないといけないよ」と言うから「よしわかった」と出て、郵便局長と話をし、いろいろな課題を出し合い、お互いにできることを教え合って、見守りも頼むよ、あるいは道路が通りにくかったら教えてよなどと、いろいろなことを話し合っていた協議会があったのですけれども、民営化後はそういうことがございません。したがって、なかなか疎遠になりがちなんですけれども、しかしそうはいいいましても、郵便をはじめ、いろいろ事業をやっているんですけども、地域住民にとって郵便局はほんとうに大切な機関でございますので、郵便局は地域とともにあるようお願いをさせていただきたいと思っております。

全国には町村が928ありますが、民間になるときに、郵便局がなくなりほしくないかと心配もしましたけれども、このことには配慮をいただいて、感謝をさせていただきます。そしてこれから先も、そうして残していただきたいなど、こんな思いでございます。

もう一つ、民間になる前に協議会をしていたときからいいますと、いろいろな判断が地域できていました。例として、ふるさと小包があります。以前は、地域の物産の生産者に対して、局長さんをはじめとした郵便局から、こういうことをしたらどうだ、久米南町はこういうものをやったらもっと外へ出せる商品ができるんじゃないかという提案が、協議会でもありました。しかし、今私の町に聞きますと、それはもう今は上の会社に言わないと決められない、手間暇がかかる、それもなかなかできないという話です。やはり最前線の現場で起きていることを、ここにおられる人に考えてもらいたい。そんなことをひしひしと感じたりしています。

また、金融サービスについて、限度額のことを新聞にも出たりしております。金融機関も、私どもの町も農協が3つぐらいあったのですけれども、それが1つになったり、あるいは地方銀行も支店を撤収しました。そのような状況の中、久米南町には郵便局が3つあるわけで、その限度額の引き上げについては前向きに検討いただき、他にもいろいろあるのでございますけれども、十分地域の声を聞いていただきたいと思います。なかなか各地域でユニバーサルサービスを行うとなると経費もかかったりするだろうと思います。そこへも諸外国ではいろいろとサポートの仕方があるようでございますから、それは参考にさせていただいて、ぜひとも地域の局を今までどおり維持してもらいたい、このようにも私は思っております。中山間、島嶼部というより、町村民はそうだと思います。金融機関が郵便局しかない町も、岡山県のデータを見てみますと2村、新庄村と西粟倉村の2つがあります。これは100年もの間合併しておりませんからそうなっているのでしょうけれども、やはりそれしかないところもありますから、その辺は十分考えていただきたいと思います。

岡山には津山という県北の10万人ぐらいの市があるのですが、周りにあった4町村が一緒になって津山市になりました。そこを調べたら、津山市としたら郵便局だけじゃない、市中に銀行があつたり、JAがあつたりしますけれども、合併したからそうなってきているんでしょうが、元町村部に西粟倉や新庄のように郵便局しかないのではないかと、そんなことを感じます。いずれにいたしましても小規模な郵便局と今あるユニバーサルサービスは残してほしいと思いますし、いろいろと課題もあるようでございますか

ら、そのことは私ども全国の町村会としてお願いをさせていただき、こういうことでよろしいでしょうか。お尋ねに答えたことにさせていただきます。

○村本部長 　　どうもありがとうございました。貴重なお話をいただきました。

私から1つ教えていただきたいのは、今3つ局があるというお話でしたけれども、場所的というと町内にうまく散らばっているのですか。

○全国町村会河島副会長 　　場所的には旧町村に1つずつ、昭和の大合併のときに4町村、1町3村が合併して久米南町ということになったんですけれども、国道53号線が南北に走っているんです。上から昔の誕生寺村、弓削町、神目村というのがあります。もう一つ西のほうに村があったんですけれども、そこにはありませんが、旧町村ごとに3つ残っています。

○村本部長 　　そうですか。皆さんは郵便局に行くのには割合簡単に行けるといったら変ですけれども、やはり車か何かで行かざるを得ないのでしょうか。

○全国町村会河島副会長 　　高齢化しておりますけれども、シニアカーとかいう電動の車いすがありますね。あれで出かけたりオートバイで行く人、また、うちには民間のバスがないんですが、町が町民バスを走らせています。学校に行く子供が乗ったり、若いも若きも乗れる、それで出かけます。1日5コース6便、5台ほど回しているんです。難儀なんです。ランニングコストが要るんです。

○村本部長 　　それとさっきおっしゃった、民営化の前は協議会ですか、町と郵便局が協議会をつくっていたと。それがなくなってしまったのは何か……。

○全国町村会河島副会長 　　民営化したからでしょう。3つの局の局長とナンバー2の6人ぐらいと私と助役や担当者で、状況を聞かせてほしいとか、お互いにコミュニケーションを取り、あとは直会して帰るという場がなくなりました。役場からいうと、郵便局は街道1つ向こうにあるのですが、そういうことでコミュニケーションを取っていました。民営化する前は私ども1月1日によくやったでしょう、年賀はがきの配達の出発式。来てくれというから行っておりました。そこでは、「お世話になります、早く、皆さん待っておられますから、頼みますから気をつけて行ってください。」と私も言っていたんです。それも呼んでくれていたんですが、なくなってしまいました。それはいいのですけれども、やはり郵便局は地域と疎遠にならないようにやっていただきたいと私は思います。

郵便局からものづくりをするにしても、情報を出すにしても、やはり地元地域と

の連携が大切なのではないかなと。今、ふるさと創生ということが言われておりますが私どもも取り組んでおります。また、田園回帰の動きが出てきているとも聞いています。しかし、田舎へ定住するときその受け皿となる町村に郵便局もない、銀行はというと銀行もないということでは困ります。だからもう少しそういう整備、金融機関も残しておく、生かしていくということが必要だと思います。あるいは地域から情報を出すにしても、皆さんの力を借りないと、私たちだけではどうにもなりません。それは郵便局だけではございません。それはいろいろな人とフォローしながらやらなければいけないと、このように思っております。

○村本部長 ありがとうございます。どうぞご意見おっしゃってください。

○竹内臨時委員 ご説明ありがとうございました。今お話を伺って興味深かったのは、戸別の配達業務に関して、その郵便物を届けてくれる人が、道路が通りにくいといった障害があるとことをお知らせしてくれるという話や、それぞれのお宅を回るので、戸別のお年寄りの安否の状況がわかるということがある。あるいは見回りのこともできるかもしれない。考えてみれば、国レベルで見るとそれは全て国土交通行政であり、厚生労働行政、あるいは警察なわけですね。そういうことを、ついでとはいいいながらやっているということから考えると、そういうことまでしてくれているのに、それを郵便料金だけでやっているのはちょっとおかしいのではないかなというように、そういうことを思ったりされることはありますか。

○全国町村会河島副会長 そんなことはありません。縦割りのそういうことばかり言っているから、私はいけないと思うのです。やはりそこはコラボ、そういうことをすればいいと思うのです。私の町は田舎ですから、家がばらばらある中、郵便物を持って回ってくださいます。それは東京のような建物のポストにぽんと入れておいたら何号、何号で済むでしょう。地方というか、中山間というか、私たちの町のようにそうでないところもあります。そうして、それは警察のすること、国土交通省がすることと分けずに、ものにはついでというものがあるでしょう。私はそう思います。それを助ける、助けてもらう、助け合う、これがなかったら私はいけないと思います。

○竹内臨時委員 そういういろいろなことをやっている配達業務の方の業務というか、ほかのこともやっていらっしゃるのを見ると、郵便料金以上のことをしているというようにお考えですか。郵便料金の支払い以上のことをしていらっしゃるというように。その配達業務の人たちが。

○全国町村会河島副会長　高いのか安いのか、それはわかりませんが、私たちは助かるし、ありがたいと思っています。これは国土交通省の仕事だ、これは警察の仕事だと、そんなことは田舎ではあまり考えないと思います。おまわりさんに来てもらい、これをどうにかと頼むことばかりはできません。数が知れているのですから。と私は思っております。最前線におる者として。私は皆さんのふるさとを聞いてみたい。私たちは田舎に住んでいます。難儀なところに住んでいるのは事実です。

○藤沢委員　ご説明ありがとうございます。私も実家が奈良の田舎です。

○全国町村会河島副会長　ああ、そうですか。それは共通点があるかもしれません。

○藤沢委員　ものすごい田舎に住んでいますし、私も山梨の村にも家があって、もうほんとうに何もなくて育ちましたし、今もいますけれども。おっしゃるとおりで、私も母を1人田舎に置いてきていると、来てくれる人のありがたさとか、郵便局の人が時々来て家でしゃべってしてくれるだけで非常に安心なのですけれども、同じようなことをしてくれる人はほかにもいるかなと思っております。例えば電気のメーターを見に来る人がついでにしゃべってくれていたり、宅急便の人も、そうはいつでも来てくれるので、話し相手をしてくれたり、ついでに何か届けてくれたりとか、宅急便の人はお金を取りますけれども、ほかの人がついでにやってくれたりとか、いろいろしてくれるのです。そう考えると、さっきは郵便局の人が郵便料金以上のことをやっているという観点からの話があったのですけれども、ほかの人たちも結構、東京電力や関西電力の人が電力料金以上のことをやっているということもあるのかもしれない、みんなで一緒にやったらいいのではというようなことを思ったりするのです。そうすると、こういう郵便局がもっとやれることってほかにもどんなことがありますかという点を、もしあったら教えていただきたい。私の田舎の近所の郵便局員さんに友達がいるのでしゃべっていると、結構暇そうなのですよね。

○全国町村会河島副会長　うちのほうでは暇とは聞きません。涉外係というのでしょうか。お客さんを相手にするため、外へ出る人がいます。昔はそれぞれの郵便局にいましたが、それがだんだん中心となる郵便局に集められて、そこから昔のところに出ていくようになりました。すると遠いこともあり、涉外員が訪ねる頻度は減ります。こちらの住民から言うと、全然来ない、用があるのに来ないじゃないかとなってしまいます。そこに住んでいる者から言えば、それはどうにかしてもらいたいという気がします。他に郵便局が何かできないかという、頭にフツとは出ません。

- 藤沢委員 市役所の職員のかわりにやれることとか、何かありませんか。
- 全国町村会河島副会長 役場の職員のかわりですか。
- 藤沢委員 はい、役場の職員のかわりです。
- 全国町村会河島副会長 それは今、どこでもやっているんでしょうけれども、証明や戸籍の交付を郵便局でもやったりしているところはあるんですが、うちの場合は役場の目と鼻の先に郵便局がありますから、そこへ役場の仕事の一部をとというのは考えにくいものがあります。よそはそうしてもらいたいところ、やっているところもあるでしょうし、そういうことを手伝ってもらえればありがたいかとは思いますが。
- 藤沢委員 ありがとうございます。
- 全国町村会河島副会長 当然うちの町の郵便局は赤字でしょう。聞いたことはないかわかりません。しかし、たとえ赤字でも力いっぱい支援していただけるような、今の体制はどうにかして維持してもらいたいです。してもらわないと困ります。
- 村本部会長 町の中に郵便局がそれぞれあるのですけれども、最近ですとコンビニエンスストア、いわゆるコンビニというのがいろいろ業務をやってくれる。コンビニはおありになるのですか。
- 全国町村会河島副会長 どうにか53号線沿い、道路沿いにあります。
- 村本部会長 ありますか。
- 全国町村会河島副会長 あります。
- 村本部会長 そこはやっばりにぎわっている感じですか。
- 全国町村会河島副会長 そこは大通りですし、それからちょうど大きな自動車をとめる駐車場もあったりして、割合にぎわっております。そこは現金の収納もやっているようです。全てを把握しておりませんが、その辺りは割合にぎわっております。役場から近いので、そこに役場の業務を出すところまでいっておりませんが。
- 村本部会長 わかりました。及川先生、地域という視点で何かございますか。
- 及川臨時委員 次に同じようなことをお話ししようと思っております。
- 村本部会長 そうですか。ほかによろしいでしょうか。
- 全国町村会河島副会長 最近新聞では限度額のことでも取り上げられていますが、これも地域によってはほんとうに上げてもらったほうが助かります。ほんとうに地方では郵便局しかないようなところもありますし、私どもの町でも、今言いましたように農協も3つぐらいあったのが今は1つしかない。地方銀行も1つあったのが、それはもう他の

町に行ってしまう、残っているのは郵便局だけですから。

○村本部長 はい、わかりました。どうも貴重なご意見をいただきました。総務省から何か追加的にありますか。大丈夫ですか。

それでは、町長さん、長時間どうもありがとうございました。

○全国町村会河島副会長 よろしいですか。

○村本部長 はい、結構でございます。

○全国町村会河島副会長 はい、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○村本部長 ありがとうございます。

(全国町村会退出)

○村本部長 それでは外部から来られた方は以上でございますので、臨時委員をしていっしょにいます及川先生から、利用者の立場を踏まえてお話を伺うということで、よろしく願いしたいと思います。

○及川臨時委員 及川でございます。今日はピンチヒッターということで、急にこういうことになってしまいました。あまり難しい質問はしていただきたくないなと思っております。よろしく願いいたします。

皆さんのお手元に資料が配付されているかと思っておりますけれども、これを読み上げながらお話ししていきたいと思っております。

現在のユニバーサルサービスの範囲・水準についてどのように認識・評価しているかということの1点は、現在、日本郵便が提供しているユニバーサルサービスの範囲及び水準については、十分なものであると認識しております。

2点目、人口減少社会にあつて、地方の金融機関の店舗の統廃合が進み、自宅からタクシーでお金の引き出しに出かけなければならないところも出てきていると。都市部や地方に限らず、先ほどもお話が出ていましたけれども、限度額の見直しについては変えていただくと、利用者の利便が向上すると考えられます。私の住んでいるところも、JAとかそういうところはほとんど統廃合して、江刺地区では10店舗あったのが3店舗しかなくなっております。住んでいるところは700戸ちょっとあるのですが、そこには郵便局が3カ所あります。それでも私は、自宅からはやっぱりタクシーを使わなければならないようなところに住んでおります。

でも、そんな中で郵便局の存在は大変大きくなり、地域の拠点とも言える存在であります。その中の1つで、自治体の行政サービスの代行や、私どものところでは郵便局に

子ども110番の家というステッカーが張ってありますし、道路沿いには民家はその役割を果たしているところもあります。過疎地とはいえ、今は車社会になっていて、やっぱりいろいろなところから車が入ってきますし、子供たちも用心しながら通学しているというようなことがございます。

また、郵便・物流関係においても、適切にサービスが提供されていると評価しております。私のうちも局からは相当離れておりますけれども、ほとんど毎日何通かの郵便が配達されております。大変ありがたいなと思っております。

日本郵便に期待するユニバーサルサービスの範囲・水準につきましては、現在のサービスの範囲・水準を維持するべきだと考えます。情報の格差をなくすことは行政の責務であり、それぞれの地方の実情に応じたサービス・技術での対応が求められます。

3ページ目でございます。

将来、ユニバーサルサービスの範囲・水準を見直す場合、どの程度まで許容できるのかという点で、1点目、郵便は国民生活に欠かせない基本的な通信手段です。現在のサービス水準の維持を強く望みます。私もパソコンも何もできません。夫は持っておりますが、うちには持って帰ってきていなくて、現在うちには何もありません。ファクスはありますが、そんなところですよ。

戸別配達には必須だと考えます。ますます高齢化する社会において、都市部、地方にかかわらず、やっぱりそれぞれ高齢化してきておりますので、戸別配達に付随した安否確認など、むしろ新たな役割が期待されております。さっきの町長さんのお話は、ほんとうに、ああ同じだなあと思ってお聞きしました。

郵便局自体を地域の拠点と考え、新たなサービスを付加することにより、地方を元気にする取り組みが展開できると考えております。

4点目です。今後、ユニバーサルサービスコストがより高まることは十分に予測されますが、範囲や水準の見直し、あるいは郵便料金の値上げでは、利用者を疲れさせるだけであり、現在あるさまざまなリソースを積極的に利用した、新たなサービス展開でユニバーサルコストの捻出の努力をしていただきたいと思います。そこを地方に手厚くしていただきたいと思いますと思っております。

5点目です。ユニバーサルサービスの維持に必要なコストについて、国民に対して丁寧な説明が必要です。

預かってまいりました資料と、私の思いとは、以上でございます。

○村本部長 はい、ありがとうございました。いつもお話を承っておりますので、非常によくわかるのですけれども、それでもなおかつということで、少し伺ってみたいと思います。

○藤沢委員 ちょっと聞いていいですか。

○及川臨時委員 はい。お答えが難しかったら後で、次回とさせていただきます。

○藤沢委員 最後にご説明いただいた中で2つお聞きしたいと思います。「安否確認などむしろ新たな役割が期待」とのことですが、その新たな期待というのはどんなものが考えられますか。もう一つは4つ目の黒ポツの3行目で、「現在あるさまざまなリソースを積極的に利用した新たなサービス展開で」について、このさまざまなリソースとはどんなものをイメージされて書かれたのかなという、この2点です。

○及川臨時委員 次回お答えさせていただきます。すみません、ごめんなさい。

○藤沢委員 いえいえ、ありがとうございます。

○村本部長 井手先生、何かございますか。

○井手部長代理 特にないです。

○村本部長 今ご指摘いただいた点は、多分皆さん知りたいというところだと思いますので、ぜひ教えていただけるとありがたいと思います。事務局に何かメッセージを伝えていただければ大丈夫ですので。

○及川臨時委員 はい。すみません。

○村本部長 総務省から何かありますか。大丈夫ですか。

どうも及川先生、ありがとうございました。また回答をよろしく願いいたします。

○及川臨時委員 はい。すみません。

○村本部長 それでは、残りの時間で一般社団法人全国銀行協会と、同じく生命保険協会から提出された資料がございますので、事務局からご説明をお願いいたします。

○山崎郵便課長 はい。委員限り1、委員限り2という資料、2点お配りしております。

まず、一般社団法人全国銀行協会からは、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] そう

いう意見が提出されてございます。

それから委員限り2という資料でございますが、一般社団法人生命保険協会からは、

[Redacted text block]

[Redacted] といったようなことが、意見の中では書かれて
ございます。

資料のご紹介は以上でございますけれども、もし、この後この両協会の資料に関しま
して、ご意見、ご質問があればおっしゃっていただきたいと思います。今日は残念ながら
出席をいただいておりますので、いただきました質問、意見についてはお伝えして、
可能な範囲で別の機会にお答えをするということにさせていただきたいと思ひます。

○藤沢委員 事務局に質問してもいいですか。

○村本部会長 はい。

○藤沢委員 この銀行協会の、すごく長く書いてある文章ですけれども、 [Redacted]
[Redacted] これに関し
てはどのようにお考えになるのかを聞いてみたいです。

○菱沼貯金保険課長 貯金保険課長でございます。 [Redacted]

[Redacted text block]

○藤沢委員 これを試算したときのものですね。

○菱沼貯金保険課長 [Redacted]
[Redacted] きちんと出していっているというふうに、ひとまずは認識して

おります。直接伺ったわけではないので、全銀協さんの本当の意図というのは分からないのですが、ここから現れてくることから推測すると、以上のようなことかと思われま
す。

○藤沢委員 とすると、もう解決しているという認識があるようなものを改めて出して
きているということですか。意図が何かよくわからないペーパーだなと思って読んでい
たのです。

○菱沼貯金保険課長

[Redacted]

[Redacted] おそらくこれはそういう意図があったのではないかと、ここは推測でしか申し
上げられません。

○藤沢委員 はい、ありがとうございます。

○井手部会長代理 よろしいですか。

○村本部長 はい、お願いします。

○井手部会長代理

[Redacted]

○村本部長 私も今の後者のご質問は共感しますが、菱沼課長、何かございま
すか。

○菱沼貯金保険課長

[Redacted]

確かにこの点の認識、必ずしもこの郵政政策部会でこの話を取り上げているわけではないので、意見の提出先としては少々おかしいところがあるかと思います。

○武田郵政行政部長　これはもしかすると、前回の5月29日の配付資料の中で、検討の視点例という中のものについてコメントしているのではないのでしょうか。

○山碕郵便課長　これまでの方策の例として、その例が書かれておまして、別に議論をしたわけではないのですけれども、資料上はそういうふうに出てきておるものですから、このようにとられたのであろうと思います。

○武田郵政行政部長

そういうものでございます。

○井手部会長代理　こういう問題もこの部会で検討するのですか。

○山碕郵便課長　今の時点ではまだ排除しないこととしたいと考えています。

○井手部会長代理　ということは、次回以降で検討するかもしれないということですか。

○山碕郵便課長　はい、そうです。補足ですが、先ほど井手委員のおっしゃった、銀行協会もちゃんと認識をした上で、ということについては、今回ヒアリングの出席要請をするときも、過去の資料とか、主立った試算結果だとかいうものはお示した上で依頼をしましたが、改めてこの前回の試算結果ですとか、今、井手委員がおっしゃったような、そういう考え方に基づいて試算を行ったということは改めてお伝えしておきたいと思います。

○村本部会長　今問題になったところは、その間の議論は一切省略してということだから、ちょっと乱暴だなという気はしないでもありませんけれども、これはこういう形で出てきたということで承りまして、非公開、委員限りという扱いになります。差し支えない範囲内でまた両協会に問い合わせをしてみてください。

今日のヒアリングは以上でよろしいでしょうか。

それでは今後のスケジュール等について、山碕課長、お願いします。

○山碕郵便課長　資料15-4、1枚紙をお配りしております。「7月～」という一番右の箱でございます。本日7月3日にヒアリングを行いました。次回以降、スケジュール

ルは調整をさせていただきますが、確保方策等についてご審議をいただきたいと思
います。頻度、それから回数等は、また部会長ともご相談の上決めていきたいと思
いますが、これから本日ヒアリングを受けて確保方策等の取りまとめに向けた審議を
お願いしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

○村本部会長 この「7月～」となっているのですけれども、この「から」の右のほう
の最後は。

○山崎郵便課長 幅広くご審議をいただくということになっておりまして、審議の動き
を見ながらスケジュールリングもしていきたいと思
います。

○村本部会長 というようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

閉 会

○村本部会長 以上で今日の議題については終わったと思
いますが、何か最後に委員の
方からご意見がありましたら。

次回の日程等はまた調整してからご連絡となります。

これで終わります。どうもありがとうございました。

